令和５年度

南部センター、南部デイ・サービス事業
運 営 協 力 委 員 会

日時：令和５年５月１６日（火）午後７時３０分

場所：南部センター　１階集会室

〈田辺市立南部センター〉

田辺市末広町１１番３号

ＴＥＬ：２２－３８０８　ＦＡＸ：３３－７５９８

南部センター、南部デイ・サービス事業運営協力委員構成

（任期　令和５年４月１日～令和７年３月３１日）

委員選出の関係団体・機関等	選出人数
末広町内会	２名
田辺第二小学校	２名
東陽中学校	２名
南部地区民生児童委員協議会	５名
子どもサポートネットみらい	１名
末広楽友会	１名
南部公民館	１名
田辺町内会連絡協議会南部ブロック	１名
東陽中学校育友会末広・磯間・扇ヶ浜地区	１名
みどり保育所	２名
田辺第二小学校育友会	１名
東陽中学校育友会	１名
みどり保育所保護者会	１名
なんぶ学童保育所	１名
合　　計	２２名

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱　（内規）

（設置）
第１条　田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第９条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。
２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。
（委員長及び副委員長）
第３条　委員会に、委員長及び副委員長２人以内を置き、委員の互選により、これを定める。
２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
（庶務）
第５条　委員会の庶務は、各隣保館において処理する。
（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成19年８月16日から施行する。

令和４年度　南部センター事業報告

事業区分	内　　　　　容	件　数	人　数
社会調査及び 調査研究事業	南部センター事業運営協力委員会　(4/27)（書面）	1	23
相談事業	生活相談	264	313
	住宅相談	11	15
	職業相談	22	65
	税務相談	4	4
	福祉相談	10	22
	その他（環境相談）	7	11
	小計	318	430
啓発・広報活動 事業	広報誌の発行（南部センターだより）	12	
	子どもサポートネットみらい　事務局会・理事会・総会等	17	143
	人権学習会(1/28)　「障害と人権について」	1	31
	小計	30	174
地域交流事業 地域交流促進事業	末広楽友会（老人クラブ）	11	101
	グラウンドゴルフ教室（グラウンドゴルフ大会 11/15)	13	219
	健康体操教室	30	258
	生花サークル	17	66
	なまけんクラブ	29	112
	なんぶフェスティバル実行委員会・準備・作品作り等	6	111
	なんぶフェスティバル（11/6～12)	1	480
	小計	107	1,347
地域巡回事業	巡回相談	5	18
	小計	5	18
地域福祉事業	敬老行事(9/17)、教室・サークル生対象防災・火災通報訓練（2/15)、大津波避難訓練(11/10)	3	235
	地区代表者会議（各種事務局会議・理事会等)	37	474
	南部ブロック合同防災訓練（9/4)	1	21
	小計	41	730
会議室利用貸館業務	集会等	86	460
年間利用合計（デイサービス事業を除く）		588 件	3,182 人

令和４年度　南部デイ・サービス事業報告

事業区分	内　　容	件　数	利用者数	備　　考
日常生活訓練	機能回復訓練	202	3,959	南部デイサービスセンター利用
社会適応訓練	手話教室	23	195	
創作・軽作業	手芸教室	19	87	
介護技術指導				
更 生 相 談	健康相談	10	30	
そ　の　他	南部デイクラブ	9	120	
	年間利用合計	263 件	4,391 人	

《令和５年度 南部センター活動方針》

【目　的】

南部センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を実施します。

【実施事業】

（１）社会調査及び調査研究事業

地域住民の生活の実態を把握し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業。

（２）相談事業

地域住民に対し、生活上の相談や人権に関わる相談に応じるとともに、自立支援のため適切な助言指導を行う事業。また、地域巡回事業として、センターの利用が困難な方々に対して巡回相談を行う。

（３）啓発・広報活動事業

地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業。

（４）地域交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等、地域住民の交流を図る事業。

（５）地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業。

（６）デイ・サービス事業

高齢者や、身体障害者の方、また健康にすぐれない方々が、健康機器を利用した機能回復訓練や健康講座・各種教室に参加することにより、自立を助長し、生きがいを高める事業。

（７）地域交流促進事業

地域の実情に即した各種講座等を継続して開催し、地域住民相互の交流・促進を図る事業。

（８）その他必要な事業

《重点目標》

1　同和問題の正しい認識や人権意識の普及高揚の啓発に努める。

2　地域住民の自覚を高め、生活の社会的・文化的改善向上を図るとともに自立意識の高揚に努める。

3　人権教育及び啓発並びに文化活動を積極的に推進する。

4　共に生きる地域社会をめざし、南部・東部地域全般にわたる交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図る。

5　高齢化社会の現状を踏まえ、地域福祉活動とデイ・サービス事業の充実を図り、基本的人権が尊重され、健康で生きがいのある「人権と福祉のまちづくりの拠点施設」としての運営を図る。

6　これらの目的を達成するため関係機関団体との連携を図り、地域が一体となって取り組む。

令和５年度　南部センター、南部デイ・サービス事業計画

	南部センター事業	南部デイ・サービス事業
毎月	職業相談（１回）	機能回復訓練（毎日）
	六者会議（１回）	健康相談（1 回）
	南部センターだより（広報誌）の発行	手話教室（第１・３水曜日）
	南部センターホームページの更新	
	グラウンドゴルフ教室（第１・３火曜日）	
	健康体操教室（第 2、3、４木曜日）	
	各種サークル	

４月	各種団体の総会	
５月	南部センター事業運営協力委員会（5/16） 大津波避難訓練（教室生）（5/16）	ストレッチ体操　（南部デイクラブ）（5/17）
６月		「季節の健康管理」講座（6/21）
７月	夏の子どもを守る運動懇話会（7/4） なんぶフェスティバル実行委員会（7/13）	「特殊詐欺被害にあわないために」（7/19）
８月	新赴任者研修会（8/2） 夏の子どもを守る運動巡回補導	
９月	敬老行事 なんぶフェスティバル作品作り講座	なんぶフェスティバル作品作り（南部デイクラブ）（9/20）
10 月	なんぶフェスティバル実行委員会	野外歩行訓練（南部デイクラブ）（10/11）
11 月	なんぶフェスティバル グラウンドゴルフ大会（11/21）	「認知症予防について」（南部デイクラブ）（11/15）
12 月	町内清掃活動	お茶会　（南部デイクラブ）（12/20）
１月	消火・避難誘導訓練（教室生） 人権学習会	
２月	防災訓練（地域住民）	防災訓練及びタオル体操（南部デイクラブ）（2/21）
３月	防災学習会 市県民税申告出張受付	脳トレ・軽体操（南部デイクラブ）（3/13）

○田辺市隣保館条例

田辺市隣保館条例　　　　　平成17年５月１日条例第104号

（設置）

第１条　社会福祉の向上及び人権啓発を図るための住民交流を広く推進し、人権・同和問題の速やかな解決に資するために、隣保館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
田辺市立南部センター	田辺市末広町11番３号
田辺市立西部センター	田辺市天神崎11番19号
田辺市立芳養センター	田辺市芳養町1725番地の28

２　隣保館に次のデイサービスセンターを付設する。

名称	位置
田辺市立南部センターデイサービスセンター	田辺市末広町11番３号
田辺市立西部センターデイサービスセンター	田辺市天神崎１番39号
田辺市立芳養センターデイサービスセンター	田辺市芳養町1725番地の28

（事業）

第３条　隣保館は、次に掲げる事業を行う。

（１）　社会調査及び研究事業

（２）　相談事業

（３）　地域福祉事業

（４）　啓発及び広報活動事業

（５）　地域交流事業

（６）　前各号に掲げるもののほか、隣保館の設置の目的を達成するために必要な事業

（原状回復義務）

第４条　隣保館を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用が終わったときは、利用した隣保館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第５条　利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成17年５月１日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市隣保館設置及び管理条例（昭和38年田辺市条例第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○田辺市隣保館条例施行規則

田辺市隣保館条例施行規則

平成17年5月1日規則第80号

改正　平成18年12月28日規則第37号　平成21年11月13日規則第32号

（趣旨）

第1条　この規則は、田辺市隣保館条例（平成17年田辺市条例第104号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条　田辺市隣保館（以下「隣保館」という。）の休館日は、田辺市の休日を定める条例（平成17年田辺市条例第3号）第1条第1項に規定する休日とする。ただし、市長において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（開館時間）

第3条　隣保館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長において必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の制限）

第4条　市長は、隣保館の利用目的又はその内容が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

（1）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2）　隣保館の設置の目的に反すると認められるとき。

（3）　隣保館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（4）　政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。

（5）　営利を目的とするものと認められるとき。

（6）　前各号に掲げる場合のほか、隣保館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

（行為の禁止等）

第5条　隣保館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）　公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。

（2）　騒じょう又は示威にわたる行為をすること。

（3）　正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）若しくは物品を携行すること。

（4）　隣保館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損すること。

（5）　許可なく所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。

（6）　許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

（7）　許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄附金品等の募集をすること。

（8）　許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。

（9）　隣保館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。

2　市長は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、隣保館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。

（利用者の遵守事項）

第６条　隣保館の利用者は、前条第１項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　許可なく、利用する施設を模様替えし、又はこれに設備を付加しないこと。
（２）　許可なく壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
（３）　隣保館の利用が終わったときは、速やかに、これを原状に回復した後、隣保館の職員に届け出ること。
（４）　隣保館の施設又は附属設備を損傷し、滅失し、又は汚損したときは、直ちに隣保館の職員に届け出て、その指示を受けること。
（５）　前各号に掲げるもののほか、隣保館の管理及び運営上必要な指示に従うこと。
（運営協力委員会）
第７条　隣保館の円滑な運営を図り、隣保館の運営に関する必要な意見を述べるため、各隣保館に隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会の庶務は、各隣保館において処理する。
３　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（職員）
第８条　隣保館に館長その他必要な職員を置く。
２　館長は、館務を掌理し、職員を指揮監督する。
３　職員は、館長の命を受けて館務を処理する。
（その他）
第９条　この規則に定めるもののほか、隣保館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この規則は、平成17年５月１日から施行する。
附　則（平成18年12月28日規則第37号）
この規則は、平成19年１月１日から施行する。（後略）
附　則（平成21年11月13日規則第32号）
この規則は、平成22年１月１日から施行する。

○田辺市隣保館デイ・サービス事業実施要綱

田辺市隣保館デイ・サービス事業実施要綱

平成17年５月１日要綱第21号

改正　平成19年８月16日要綱第７号

（事業）

第１条　田辺市隣保館条例（平成17年田辺市条例第104号）第３条に掲げる事業の一環として、各隣保館においてデイ・サービス事業を実施する。

２　デイ・サービス事業の内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

（１）　日常生活訓練　日常生活動作、歩行、家事等の指導

（２）　社会適応訓練　会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等の指導

（３）　創作及び軽作業　絵、書、陶芸、編み物、園芸等の技術援助及び作業指導

（４）　介護技術指導　家族及びボランティアに対する介護技術指導

（５）　更生相談　医療、福祉、生活等に関する相談

（６）　前各号に掲げるもののほか、身体障害者等の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等

（運営協力委員会）

第２条　デイ・サービス事業の円滑な実施を図るため、各隣保館にデイ・サービス事業運営協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　委員会は、デイ・サービス事業の実施に関し必要な事項について審議し、当該隣保館長に意見具申を行うものとする。

（組織）

第４条　委員会は、市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に、委員長及び副委員長２人以内を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員長は、会議を招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、各隣保館長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成17年５月１日から施行する。

２　この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則（平成19年８月16日要綱第７号）

１　この要綱は、平成19年８月16日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、改正後の第５条第１項の規定にかかわらず、平成21年３月31日までとする。